

令和2年12月15日
制 定

改正 令和6年1月16日

(趣旨)

第1条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）における転学科に関する取扱いについては、宮崎大学学務規則第33条に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(志願資格)

第2条 転学科を志願できる者は、本学部に6ヶ月以上在籍している者とする。ただし、学校推薦型選抜入学者、総合型選抜入学者及び編入学者は、原則として志願できない。

2 転学科をした者は、再度の転学科を志願することができない。

(転学科の時期)

第3条 転学科の時期は、学年の始めとする。

(受入人数)

第4条 各学科は、教育に支障がない範囲で受け入れることができるものとし、各学科の受入人数については、9月末までに各学科で定める。

(公示)

第5条 前条の規定により転学科の受入れを認めた学科は、10月に志願要件等を公示するものとする。

(志願手続)

第6条 転学科を志願する者は、所属学科長及びクラス担任の指導を経て、転学科願（別紙様式）を前条の公示があった日以降10月末までに学部長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 学部長は、前条の規定により転学科の志願があったときは、志願先学科の学科長（以下「志願先学科長」という。）に審査を委託する。

2 志願先学科長は、次の各号により審査を行う。

- (1) 転学科を志願する理由の妥当性
- (2) 入学試験の成績
- (3) 入学後の教養教育科目及び専門科目の単位取得状況及び成績
- (4) 筆記試験及び面接

ただし、学業成績が優秀と認められる者に対しては、筆記試験を免除することができる。

(許可又は不許可の決定及び通知)

第8条 志願先学科長は、前条に基づき転学科の許可または不許可を判定し、学部長に上申する。

2 学部長は、教授会の議を経て転学科の許可または不許可を決定し、当該学生に通知する。

(受入年次)

第9条 転学科を許可された学生（以下「転学科生」という。）の受入年次は、学年進行に応じて学部長が決定する。

(履修指導)

第10条 受入学科の学科長及びクラス担任は、転学科生の単位修得状況に配慮し、授業科目の履修方法について適切な指導を行わなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、農学部の転学科に関し必要な事項は、教授会で別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月15日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、第2条第1項ただし書中「学校推薦型選抜」とあるのは「推薦」に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。